

概要

- 商号 協同組合ユニグループ
- 法人番号 2200-05-008145
- 法人住所 石川県金沢市北森本町ル17番地2号
- 設立 平成28年12月21日
- 代表理事 理事長 田井 仁
- 役員 理事3名、監事1名
- 職員 4名
- 事業内容
- 1.技能実習制度における人材紹介事業
監理団体許可番号 許187000400
 - 2.特定技能制度における人材紹介事業
登録支援機関許可番号 20-登-004898
 - 3.無料職業紹介事業
無料職業紹介事業届出番号 17-特-000047

沿革

- 平成28年12月21日 設立
- 令和元年6月5日 技能実習制度監理団体許可
- 令和2年8月6日 特定技能制度登録支援機関登録
- 令和3年10月1日 無料職業紹介届出
- 令和5年7月4日 石川県金沢市北森本町に事務所移転



WEB : <http://www.uni-group.jp/> TEL : 076-287-6707
〒920-3117 石川県金沢市北森本町ル17番地2号

homepage



Instagram



外国人材を活用し 未来への架け橋に



UNI GROUP Cooperative



外国人材の採用で未来への架け橋に



ユニグループのミッション

Mission

わたしたち協同組合ユニグループは組合員の課題を解決し、共に未来を切り開くパートナーです。

外国人材活用を通して人材不足という課題を解決するための、将来を見据えたご提案をミッションとしています。

ユニグループのビジョン

Vission

日本において人手不足が企業の課題となっている昨今、企業・ユニグループ・外国人がともに協力し、企業の繁栄を柱として、それに携わる優秀で勤勉な外国人を斡旋する事で組合員のビジネスを未来へと繋ぐ架け橋となることを目指しています。

事業内容

技能実習制度 (育成就労制度) 監理団体

技能実習制度とは、日本の技術・技能を開発途上国へ移転・経済発展に貢献する事を目的とするもので、日本企業で働きながら技能を習得し、母国に帰国して知識・技術を活かす制度です。

また、これに代わり令和9年より新設される育成就労制度とは我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とするものです。

特定技能制度 登録支援機関

特定技能制度とは、分野は限定されていますが、人手不足が深刻な産業分野で、一定の専門性・技能を持つ即戦力となる外国人を受け入れるための制度です。

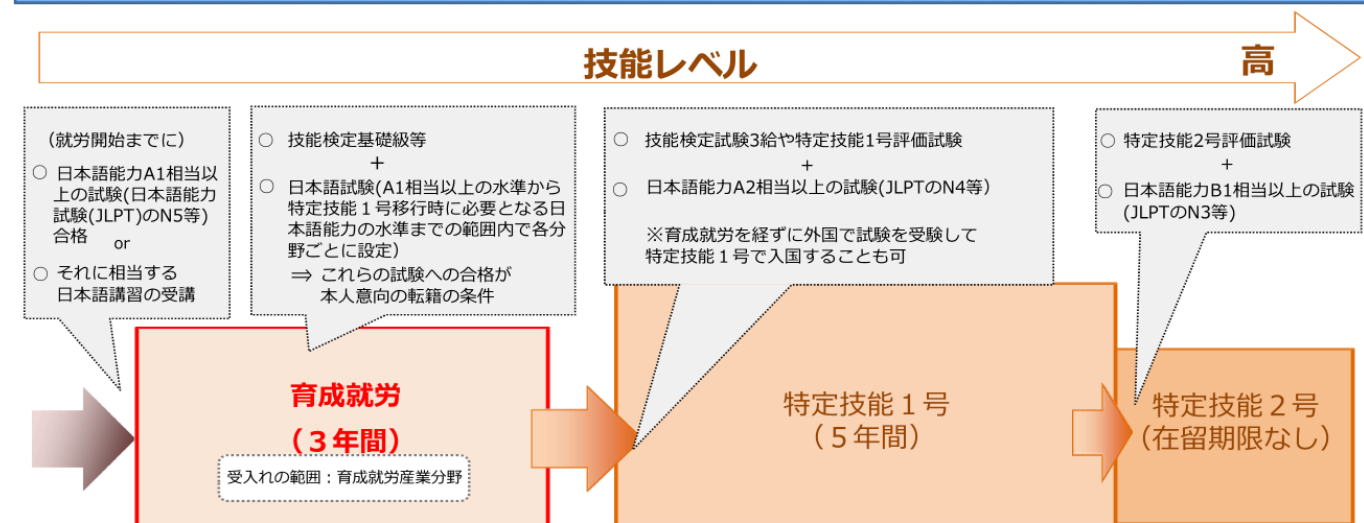
特定技能には、2つの在留資格「特定技能1号」と「特定技能2号」があり、日本語能力と専門分野の技能試験合格が必要となります。

無料職業紹介

職業紹介事業許可を受けた機関が、国内外に存在する外国人求職者に職業紹介を行う事業です。

※既にユニグループは組合員負担を考慮して労働局に無料職業紹介事業として届出済です。

令和9年スタート！ 育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



制度概要 在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
- （赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
- （「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

